

行政庁舎等再建についての国庫補助制度の創設を求める意見書

平成28年熊本地震は、4月14日の前震と同16日の本震という2度にわたる激震と未だ続く余震によって、行政庁舎をはじめとした県及び市町村の施設・設備に大きな被害をもたらした。

今回の地震により、県・市町村の行政庁舎等は、あらゆる災害時に地域防災の要として機能し、人命救助や避難者支援など、防災対策の司令塔としての役割を果たさなければならないことが改めて明らかとなった。そのためには、庁舎等は単なる復旧ではなく、地域にとって真に必要な防災拠点機能を併せ持った、災害に強いものとする必要がある。

しかし、今後復旧・復興に莫大な費用が必要となる中、行政庁舎等の再建については、現行制度上、機能強化等を含め補助制度がないため、地方単独事業として実施する必要があり、災害に強い復旧・復興を進める上で大きな障壁となっている。

これらのことから、国におかれては、行政庁舎等の再建について、東日本大震災時の支援も踏まえ、躊躇なく災害復旧と防災機能の強化に取り組めるよう、下記事項について特別な措置を講じることを強く要望する。

記

- 1 行政庁舎等の再建において、応急工事や調査、仮設庁舎の建設も含めた国庫補助制度を創設すること。
- 2 あらゆる災害において防災拠点機能を発揮できるよう、行政庁舎等の耐震化を含む拠点機能の充実等に要する費用について、国庫補助制度を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月10日

熊本県議会議長 吉 永 和 世

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	山崎正昭様
内閣総理大臣	安倍晋三様
総務大臣	高市早苗様
財務大臣	麻生太郎様
内閣府特命担当大臣 (防災担当)	河野太郎様